

1 協議の場を設けた区域の範囲

南波多地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月26日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

○中心経営体数

法人 1 経営体

個人 73 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

○中心経営体の確保状況

担い手はいるが十分ではない

4 農地中間管理機構（事業）の活用方針

原則として農地中間管理機構を活用する

5 地域農業の将来のあり方

・水稲、麦、大豆を中心とした水田農業では、経営所得安定対策制度の活用や高性能機械の導入などにより収益性の高い経営を目指すとともに、施設野菜や果樹については、適正な栽培管理などに努め安定した生産量の確保と品質向上を図り、肥育牛を中心とした畜産では、経営の規模拡大と経営の安定を図る。また、山間部の生産性の不利な農地については、中山間地域等直接支払交付金事業の活用や有害鳥獣対策の強化により農業生産活動を維持していく。

・農業次世代人材投資資金やその他の就農支援制度を活用した新規就農者の確保を図る。